

# 公害防止計画に基づく公害防止対策事業に係る財政措置

## 1. 公害防止計画

- ・ 公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく法定計画。
- ・ 現に公害が著しい、または著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的とする地域計画。
- ・ 環境大臣が示す計画策定の基本方針の策定方針に基づいて都道府県知事が作成し、環境大臣の同意を要する計画。

## 2. 公害防止計画の策定状況 - 全国32地域（平成14年度末）

- ・ 昭和45年12月から昭和52年1月まで、全国の主要な工業都市及び大都市地域のほとんどについて策定され、延べ50地域を数えた。
- ・ その後、地域の見直し、隣接する地域の統合等により、平成14年度末で全国32地域（27都道府県）において策定されている。

## 3. 公害防止対策事業に対する財政上の特別措置 - 補助率の嵩上げ等

- ・ 国又は地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業（「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定するもの）については、国の負担又は補助の割合の嵩上げ、地方債の適債事業の拡大等の財政上の特別措置が講じられることとなっており、施策の一層の推進が図られている。
- ・ なお、平成14年度の公害対策事業の見込額は5,191億円、そのうち嵩上げ額は241億円。

嵩上げ額の内訳：廃棄物処理施設整備	232億円
しゅんせつ・導水	6億円
緩衝緑地等整備	1億円
監視測定体制整備	1億円

具体的な補助率の嵩上げ、地方債の充当率、普通交付税措置等財政措置については、次ページを参照。

# 公害防止対策事業に係る財政措置

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について

(平成15年6月現在)

事業区分	事業の細区分	国庫補助金		平成15年度地方債 (率は各年度の「地方債許可方針の運用について」による)	普通交付税	備考 (根拠条項)	
		通常の補助負担率	特例補助負担率				
下水道	特定公共下水道	1/3	1/2	50% (S45年度以前に着手した事業は60%)	措置なし	第2条第3項第1号	
	都市下水路	4/10	1/2	都道府県 90% 市町村・指定都市 55%	地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(公害財特法第5条、地方交付税法付則第5条による)		
	終末処理場	用地	1/2	90%(公共下水道) 100%(流域下水道)			
		公共下水道処理施設	55/100				1/2
流域下水道処理施設	用地	1/3	1/2	都道府県 90% 指定都市 70% 市町村 75%			
	施設	1/2					
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	ごみ	1/4	1/2	90%(施設) 100%(用地造成)	第2条第3項第3号	
		し尿	1/3				
		廃棄物埋立護岸	1/4				90%
		海洋性廃棄物処理施設	1/4				
学校環境整備(公立の義務教育諸学校)	公害防止工事等	1/3	55/100	都道府県 75% 指定都市・市町村 90%	措置なし	第2条第3項第4号	
しゅんせつ・導水等	河川	1/3	1/2	90% (・河川環境整備事業のうち特定河川の流域において実施する河川浄化対策 ・漁場環境保全創造事業 都道府県・指定都市 70% 市町村 75%)	地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(公害財特法第5条、地方交付税法付則第5条による)	第2条第3項第5号	
	港湾	0					
	水産基盤	1/2					
公害対策土地改良	農業用施設(かんがい排水施設)	土壤汚染防止等	55/100	55/100	90%	第2条第3項第6号	
		その他	55/100	1/2			
		農用地(客土・排土等)	50/100	55/100			
		その他	50/100	1/2			
ダイオキシン類対策	土壤汚染防止・除去等	1/2	55/100	都道府県・指定都市 70% 市町村 75%		第2条第3項第7号	
監視測定施設等整備	公害監視測定設備等	1/3	1/2	都道府県・指定都市 70% 市町村 75%		第2条第3項第8号	
政令で定める事業	幼稚園等	1/3	1/2	都道府県・指定都市 70% 市町村 75% (高等学校整備事業 75%) (臨時高等学校整備事業 95%)		第2条第3項第9号	
	児童福祉施設	1/3	1/2	都道府県・指定都市 75% 市町村 80% (介護施設 100%)			
		1/2	55/100				
老人福祉施設	1/2	55/100					

(注) ..... 港湾公害防止対策事業として行う場合は0、それ以外の事業として行う場合は1/2。  
 ..... 公害防止計画策定地域以外の地域において実施される公害防止対策事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定した事業についても適用される。  
 ..... 平成18年3月31日までに定められた公害防止計画に基づく事業は1/2  
 ..... 平成18年4月1日以降に定められた公害防止計画に基づく事業は、1/2以内で政令で定める割合  
 ... 特定公共下水道(単独分)及び義務教育施設(学校環境整備)については、本財政措置においては交付税措置を講じていない。(なお、義務教育施設(学校環境整備)においては、通常分として各費目において基準財政需要額に算入される。)